

第1章 計画策定の趣旨等

第1節 はじめに

- 脳卒中、心臓病その他の循環器病（以下「循環器病」という。）は、我が国の主要な死亡要因となっております。循環器病には、虚血性脳卒中（脳梗塞）、出血性脳卒中（脳内出血、くも膜下出血など）、一過性脳虚血発作、虚血性心疾患（狭心症、心筋梗塞など）、心不全、不整脈、弁膜症（大動脈弁狭窄症、僧帽弁逆流症など）、大動脈疾患（大動脈解離、大動脈瘤^{りゅう}など）、末梢^{しよ}血管疾患、肺血栓^{しよ}栓症、肺高血圧症、心筋症、先天性心・脳血管疾患、遺伝性疾患など、多くの疾患が含まれております。
- 循環器病対策を総合的かつ計画的に推進するため、健康寿命の延伸等を図るための脳卒中、心臓病その他の循環器病に係る対策に関する基本法（平成30年法律第105号。以下「基本法」という。）が2019（令和元）年12月1日に施行されました。
- 国は2020（令和2）年10月27日、基本法第9条第1項の規定に基づき、2020（令和2）年度から2022（令和4）年度までの約3年間の計画期間として、「循環器病対策推進基本計画」（以下「国計画」といいます。）を策定し、「循環器病の予防や正しい知識の普及啓発」、「保健、医療及び福祉に係るサービスの提供体制の充実」、「循環器病の研究推進」等の幅広い循環器病対策に総合的に取り組むことにより、健康寿命の延伸及び循環器病の年齢調整死亡率の減少をめざすこととしました。
- 大阪府では、基本法第11条第1項の規定に基づき、国計画を基本として、本府の循環器病に係る実情を踏まえ、地域の特性に応じた「大阪府循環器病対策推進計画」を策定し、循環器病対策の一層の推進を図ることとします。

第2節 計画の位置付け

- この計画は、基本法第11条第1項の規定に基づく都道府県計画として位置付け、国計画を基本として策定しております。
- また、庁内関係部局と連携して、「第7次大阪府医療計画」、「第3次大阪府健康増進計画」、「大阪府高齢者計画2021」、「第5次大阪府障がい者計画」、「傷病者の搬送及び受入れの実施基準」などの関連施策との整合性を図りつつ、本府の循環器病対策の基本的な方向性を定めるものです。

第3節 計画期間

- 基本法において調和を図るべきと規定されている「第7次大阪府医療計画」、「第3次大阪府健康増進計画」、「大阪府高齢者計画 2021」などの期間満了が 2023(令和 5)年度末であることから、本計画の計画期間は 2022(令和 4)年度から 2023(令和 5)年度までの 2 年間とします。

第4節 「SDGs 先進都市」をめざした取組の推進

- 持続可能な開発目標(SDGs:Sustainable Development Goals)は、2015(平成 27)年 9 月国連サミットにおいて策定された「持続可能な開発のための 2030 アジェンダ」で設定された、2030(令和 12)年を年限とする国際目標であり、誰一人取り残さない持続可能な社会の実現のため、17 の目標、169 のターゲットが定められています。
- 大阪府では、2025 年大阪・関西万博の開催都市として、世界の先頭に立って SDGs に貢献する「SDGs 先進都市」をめざして取組を進めています。
- 本計画の取組は、この 17 の目標のうち以下に掲げる目標と関連が深いことから、こうした観点も踏まえながら推進します。

